

## グリーンアップおおいた推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進める「環境先進県おおいた」を目指す県民運動（以下「グリーンアップおおいた」という。）を推進することを目的とし、グリーンアップおおいた推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) グリーンアップおおいたの推進に必要な取組の立案に関すること。
- (2) 前号の取組を自ら実践しつつ、広く県民にも実践を呼びかけ、グリーンアップおおいたを唱導すること。
- (3) その他グリーンアップおおいたの推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、環境関係団体の代表者等の中から、知事が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、知事が新たに補欠委員を委嘱することができる。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (顧問)

第6条 推進会議に顧問を置き、知事をもって充てる。

### (会議)

第7条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第8条 推進会議の事務局は生活環境部環境政策課に置き、事務局長は生活環境部環境政策課長をもって充てる。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、令和6年10月23日から施行する。

2 おおいたうつくし作戦県民会議設置要綱は、廃止する。